自動車電気装置整備士	自動車電気・電子制御装置整備士
自動車車体整備士	自動車車体・電子制御装置整備士

2　令和十年四月一日（一級の課程を修了した場合にあっては、令和十一年四月一日）以後における第二条改正後規則第十七条から第十九条の二までの規定の適用については、第二条改正前規則第六条の十八第一項第一号に規定する一種養成施設、第二条改正前規則第十八条第一項第一号の二チに規定する自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるもの又は同項第七号に規定する自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて次の表の上欄に掲げる自動車整備士の課程を修了した者とみなす。

一級の課程	一級自動車整備士（総合）の課程及び一級自動車整備士（二輪）の課程
二級の課程	二級自動車整備士（総合）の課程及び二級自動車整備士（二輪）の課程
三級の課程	三級自動車整備士（総合）の課程及び三級自動車整備士（二輪）の課程

第七条　第二条改正前規則第一号様式による申請書は、第二条改正後規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第三条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新道路運送車両法施行規則」という。）第五十七条及び第六十二条の二の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新道路運送車両法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十七条第七号イ(1)	又は二級自動車整備士（総合）	若しくは二級自動車整備士（総合）又は自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）の規定による一級若しくは二級の自動車シャシ整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）
	又は三級自動車整備士（総合）	若しくは三級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士
第五十七条第七号イ(2)	又は二級の自動車整備士	若しくは二級の自動車整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）
	又は三級の自動車整備士	若しくは三級の自動車整備士又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士
第五十七条第七号イ(3)及び(4)	又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者を	若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定めた講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者を
第五十七条第七号ロ	又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者を	若しくは自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士、一級自動車整備士若しくは二級自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を
	又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者の	若しくは自動車車体・電子制御装置整備士又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の
第五十七条第七号ハ(1)	又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者	若しくは二級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く。）の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
	又は三級自動車整備士（総合）	若しくは三級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級、二級若しくは三級の自動車整備士
第五十七条第七号ハ(2)	又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者を	若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定めた講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者を
	又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者の	若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定めた講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の